指定管理者年度評価シート（令和2年度）

1　施設の概要

施設名称	盛岡市立しらたき工房	所在地	盛岡市川目15地割1-6
施設の設置目的・概要	一般就労が困難な知的障がい者に対し，自立に必要な訓練を実施するとともに，木工，手芸，園芸等を授産科目として収入を得ることを目的に設置された施設である。平成19年4月からは生活介護，日中一時支援等を提供する多機能型事業所としての役割を担っている。		
建物・設備の概要	鉄骨平屋建　敷地面積（29，913.99㎡），建物面積（訓練・管理棟：1，174.44㎡，多目的ホール：209.79㎡） 就労継続支援事業B型，生活介護事業，地域活動支援センターⅡ型，日中一時支援事業，浴室・脱衣室，食堂，厨房，トイレ，車庫	設置年月日	昭和49年9月1日

2　指定管理者が行う業務等

指定管理者名	(社福)盛岡市社会福祉事業団	所管課名	障がい福祉課
指定期間	平成31年4月1日～令和3年3月31日		
指定管理業務の内容	(1) 運営業務に関すること (2) 施設，設備及び備品の維持管理に関すること (3) 緊急時対策等 (4) その他必要な業務で市長が定めること。	指定管理料（千円）	R2　3,877　千円
制度導入によって目指す施設の姿	公の施設の管理者として，利用者の意見の反映，個人情報の保護，地域社会で果たす役割など市民サービスの向上や効率的運営を図る。また，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する生活介護，同条第15項に規定する就労継続支援その他の便宜を供与することを目的とする施設であるという設置目的に基づき，地域社会で果たす役割など市民サービスの向上も考慮し，管理運営を行う。		

3　評価

(1)　数値目標に対する評価

項目	評価指標	数値目標	実績	評価
市民の平等使用の確保	サービス内容PRの回数	47	33	B
サービスの向上	「サービスの向上」のための検討会の回数	22	24	A
管理経費の縮減	「管理に係る経費の縮減」のための検討会の回数	11	10	A
適正な管理運営	職員研修の受講の延べ人数	94	63	B

(2)　管理運営に対する評価

項目		自己評価	設置者評価
設置目的・役割	施設の設置目的に合致した基本方針を立て、全職員で共有しているか？	A	A
平等使用	一部の市民に対して、不当に利用を制限したり優遇したりすることはないか？	S	A
施設効用の発揮	施設の利用を促進させる方策(宣伝・広報等)がとられているか？	A	A

項目		自己評価	設置者評価
サービスの向上	自主事業の内容は利用者にとって魅力的なものか？	A	A
	サービスの改善・向上に取り組んでいるか？	A	A
	利用者の立場に立った応対をしているか？	A	A
管理体制	事業計画どおりに業務が執行されているか？	A	A
	職員研修は計画どおりに実施されているか？	B	A
	緊急時対策や防災対策は適切か？	A	A
施設・設備の維持管理状況	施設・設備の管理状況は適切か？	A	A
経営状況の適正化	効率的な管理運営がなされているか？	A	A
個人情報適正管理	個人情報は適切に管理されているか？	A	A

(3) 年度評価（数値目標及び管理運営（設置者評価）における評価結果を基に算定）

A

(4) 特記事項

・新型コロナウイルス感染症の流行により、例年行っている研修や販売、見学等が中止になったため、B評価となった項目がある。

※評価基準

数値目標に対する評価

S	達成率　130%以上
A	達成率　90%以上，130%未満
B	達成率　60%以上，90%未満
C	達成率　60%未満

管理運営に対する評価

S	協定書、仕様書等の遵守に加え、より優れたサービスが提供されている。
A	協定書、仕様書等に沿った適切なサービスが提供されている。
B	概ね協定書、仕様書等に沿ったサービスが提供されているが、一部に課題がある
C	協定書、基準等に沿ったサービスについて改善すべき点が多数ある。

年度評価

S	評価項目全てがA以上かつ、半分以上がSである。
AA	評価項目全てがA以上である。
A	評価項目にA以上が半数以上含まれている。※ただし，Cが1つ以上ある場合はC評価
B	評価項目にBが半数を超えている。※ただし，Cが1つ以上ある場合はC評価
C	評価項目にCが含まれている。